



【第 60 回】 2013 年 10 月 25 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

軽減税率導入問題の地雷

免税事業者は取引から排除される！

消費税率引き上げ決定後、残された最大課題は軽減税率の是非だ。党大綱では 12 月の来年度税制改正の中で決めることとされており、余すところ 2 ヶ月である。軽減税率にはインボイスが必須となるが、インボイスが出せない免税事業者は、取引から排除される。軽減税率議論の時限爆弾とも呼ぶべき大きな問題だ。

■ 死活問題に直面する免税業者

消費税率 8% への引き上げが決まり、12 月までに軽減税率導入の可否が判断されることになる。この問題はなかなか結論が出そうもないので、年末までに決めるのは無理、という声も出始めているが、自民党税制改正大綱に「14 年度与党税制改正決定時までには結論を得る」と明記されている以上、ぎりぎりまで議論は続くだろう。

食料品などに軽減税率が導入されると、その手間を抑えながら正確に納税するためには、インボイス(消費税額を「別記」した請求書等)の導入は避けられない。このことは [2 月 18 日の本欄](#) に書いたところである。

私がここで取り上げたいのは、インボイスの導入が行われると、消費税の課税を免除されている免税事業者、つまり課税売上高 1000 万円以下の事業者は、インボイスの発給ができないという問題である。インボイスを発給できないということは、取引の相手方は仕入れ税額控除ができないということである。そ

うなると、取引の相手方は、「インボイスの発給ができない免税事業者とは取引をやめる」ということになりがちで、死活問題に直面する。

そこで冒頭の税制改正大綱には、軽減税率の可否を検討するに際しての課題として、「免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解」を検討事項に挙げているのである。

■ 例えば個人タクシーの場合は.....

分かりにくいので、具体例で説明してみよう。

代表的な免税事業者でわれわれが利用するのは、個人タクシーだ。個人タクシーの課税売上は1000万円に届くことはめったになく、ほとんど全員が免税事業者である。免税事業者は消費税額を負担しないからインボイスは出せない。なぜなら、インボイスは消費税額を「別記」する請求書等のことで、免税事業者は「別記」する税額がないからである。

そうすると、多くの会社で、事業の必要上社員がタクシーを利用する際、「個人タクシーに乗るとインボイスがもらえず仕入れ税額控除ができないので、個人タクシーは利用しないでくれ」という指令が、経理から伝達されることになる(だろう)。

つまり個人タクシーは、取引から排除されることになる。われわれ消費者が乗る分には関係ないが、事業用で利用する場合はインボイスがなければ仕入税額控除ができないのだから、仕方がない。

では彼ら(個人タクシー)はどうするのか。取引から排除されないためには、免税業者でなく課税対象となる課税選択をすることになる。これが大綱の、「課税選択を余儀なくされる」という表現につながっている。「免税事業者の方が課税選択になっても理解してください」ということなのだろう。

しかし、事業者の税務処理能力が低いので免税扱いにしているというこれまでの対応と矛盾が生じることになる。実際、高齢者の個人タクシー運転手さんには課税選択はきつい話だろう。

このことは、何も個人タクシーに限って生じる問題ではない。売り上げ1000万円以下の税理士や弁護士、個人事業主でもこの問題は生じるのである。

このように、軽減税率の導入に当たっては、思わぬところに落とし穴がある。残された時間はあまりにも少ない。そうであるなら、消費税率10%までは、軽減税率導入を我慢すべきではないか。

■ 10%を超えれば軽減税率は必要

私は、消費税率が10%を超える世界では、むしろ軽減税率があった方が、消費税率引き上げの抵抗も少なくなるのではないかと、逆にいえば、食料品などの生活基礎物資は10%の消費税率が一つの区切りかもしれない。したがって10%を超えての引き上げには、軽減税率導入もやむを得ない、と考えている。

現にドイツメルケル政権は、2007年に消費税率を16%から19%に引き上げたが、その際ドイツ主税局長と以下のような会話を交わしたことがある。

筆者 国民が3%もの消費税率の引き上げをよく納得しましたね。どのように説得されたのでしょうか？

ドイツ財務省主税局長 国民には、欧州の決めた財政規律をドイツが守れていないという危機感があった。加えて、消費税特有の事情もあった。それは、輸出免税なのでドイツの輸出競争力が影響を受けないことから、ドイツ経済界は引き上げ容認となったこと、軽減税率(7%)は動かさなかったことで、国民もやむを得ないと判断したことの2つだ。この点(輸出免税と軽減税率)に消費税の優れた利点がある。

ちなみに輸出免税とは、輸出品には消費税がかからないこと(免税)を言う。欧州諸国の消費税(付加価値税)の標準税率の平均は21%、軽減税率の平均は11%(いずれも2011年)、これから見ても、事業者や消費者に多大のコストがかかる軽減税率の導入は、標準税率が10%を超えるまで我慢すべきだ。